

「広島は決して屈しない！プロジェクト」質疑応答集

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、支援者が主体となって行う、5以上の影響事業者の事業継続等を支援する事業とする。

問1 「5以上の影響事業者」とあるが、1つの事業者が5つの店舗を運営している場合にも要件に該当するのか。

答1 影響事業者の数は、事業を営む事業者の数を1つとして数えることとしており、5つの店舗を運営する事業者であっても影響事業者の数は1つと数えるので、要件に該当しません。

問2 支援者は、市外の者であっても対象となるのか。

答2 対象となります。

問3 影響事業者は、市外の事業者であっても対象となるのか。

答3 対象となります。なお、影響事業者の営業箇所（店舗等）は、過半数が広島市内である必要があります。（問5関連）

問4 「5以上の影響事業者」の中に、支援者を含めてもよいのか。

答4 含めてもよいです。ただし、5以上あったとしても、専ら支援者を支援する事業と認められるものについては、第3条第2項第7号「その他市長が適当でないと認める事業」に該当し、補助の対象外となります。

(補助対象事業)

第3条

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 影響事業者の店舗等（以下「営業箇所」という。）の半数以上が広島市外であるものについて実施する事業。また、広島市外の営業箇所を含めて支援する事業であって、広島市外の営業箇所を含めることについて必要性が認められない事業

問5 広島市外の事業者が運営する広島市内の店舗については、広島市内の営業箇所となるのか。

答5 広島市内の営業箇所となります。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費（補助対象事業の実施の準備や広報及び割引サービスの実施に当たって負担する費用等）から、支援者及び影響事業者の基礎的な運営経費（事務所経費等）や商品の仕入れ等に係る経費及び影響事業者への現金給付を除いた経費とする。ただし、影響事業者が実施する割引サービスにおいて支援者が負担する割引額においては通常価格（販売価格又はサービス提供価格として通常設定している価格等）の3割を、また、プレミアム分を付与した商品券等の販売におけるプレミアム負担額においては販売価格の3割を、それぞれ補助対象の上限とする。

問6 「影響事業者が実施する割引サービスにおいて支援者が負担する割引額においては通常価格（販売価格又はサービス提供価格として通常設定している価格等）の3割を、補助対象の上限とする」とは、どういう意味か。

答6 影響事業者が実施する割引サービスについては、その割引された金額を支援者が負担する場合において、支援者が負担する金額分を補助対象経費として含めることができます。しかしながら、割引負担額を補助対象経費として含めることができるのは通常価格の3割以内としているため、通常の販売価格が1,000円であれば300円までの割引を補助対象経費として含めることができます。

なお、自己負担部分について、影響事業者や影響事業者の商品・サービスを利用する人から負担を求めることは可能です。

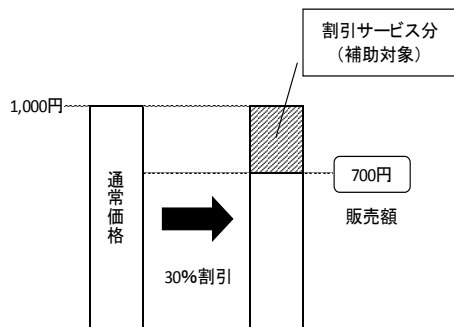
問7 「プレミアム分を付与した商品券等の販売におけるプレミアム負担額においては販売価格の3割を、補助対象の上限とする」とは、どういう意味か。

答7 支援者がプレミアム付商品券を発行する場合において、販売価格の3割以内を補助対象経費として含めることができます。例えば、1,300円の商品券を1,000円で販売する場合においては、販売価格1,000円の3割である300円が補助対象経費となります。

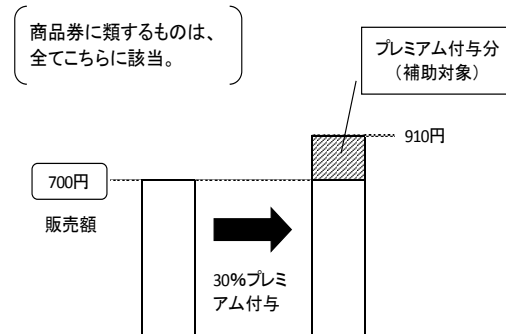
問8 割引サービスとプレミアム付商品券の違いが分かりにくい。

答8 割引サービスとは、通常、影響事業者が販売している商品の価格から割り引くものです。また、プレミアム付商品券については、1,000円の商品券を700円で販売する場合、1,000円の商品券を30%割引で販売するという考え方ではなく、本事業においては、700円の商品券を300円のプレミアム(43%)を付けて販売するという考え方で整理しています。したがって、この場合は30%分である210円が補助対象経費となります。

割引サービス



プレミアム付商品券



問9 ホームページ作成会社が支援者となった場合、ホームページ作成に係る人件費は補助対象経費となるか。

答9 本来の業務のために元々雇用している社員等の人件費は、会社の基礎的経費に当たるため、対象になりません。ただし、支援事業のためだけにアルバイトを雇ったのであれば、その経費を対象に含めることは可能です。

問10 支援者が本事業に係る経費の支払いを行った際の振込手数料は、補助対象経費となるか。

答10 対象となります。

(補助内容)

第6条 補助金の補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

問11 当初見込んでいた影響事業者の数より、実際の数が大幅に増えた。補助限度額は増額されるのか。

答11 変更申請の手続きをしていただき、増えた影響事業者の数が確認できれば、その数に応じて、補助限度額が増額されます。

問12 申請時に、営業箇所の数確定していない場合、その数についてはどのように記入して申請すればよいか。

答12 申請時において、ほぼ確実に参加が見込まれる影響事業者の数をもって申請していただき、その後、数が増えて補助限度額の増を希望する場合は、変更申請をしていただくこととなります。

(補助対象事業の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書（影響事業者の数と営業箇所の数分かるものを含む。）
- (3) 予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

問13 補助率が4/5となっており、支援者は1/5を負担する制度となっている。1/5部分について、影響事業者や影響事業者の商品・サービスを利用する人から負担を求めることは可能か。

答13 可能です。

問14 問13に関連し、支援事業における歳入（広島市からの補助金額とその他収入の合計）が、補助対象経費よりも多くなる見込みであるが、この場合はどうなるか。

答14 歳入が補助対象経費を上回る場合、広島市からの補助金を減額し、歳入と歳出が同額になるよう調整することとなります。

問15 収束時期が見通せないため、令和3年4月以降も事業を継続する可能性がある。事業計画書にある事業計画期間の終期を、令和3年4月以降とすることは可能か。

答15 令和2年度の補助事業であるため、最長でも令和3年3月31日までの計画としていただく必要があります。

問16 農林水産業は対象となるか。

答16 対象となります。

問17 大企業への支援は対象となるか。

答17 対象となります。

問18 倒産の危機にある店舗への寄付を募り、回復期に割引を行おうとする事業の場合、回復を待たずして店舗が倒産し、結果的に寄付者が割引を受けられないことが考えられる。市は、この寄付について補償してくれるのか。

答18 市が補償を行うことはありません。

問19 支援者を經由して、最終的に飲食店に寄付されることとなる寄付金は、税法上の寄付金控除の対象となるか。

答19 個人が飲食店に支払った寄付金は、寄付金控除の対象となりません。法人が支払った寄付金は、一定の限度額までを損金に算入することができます。[\(国税庁HP参照\)](#)

〔※ 個人の飲食店に対する寄付でも、その飲食店が社会福祉法人の運営する障害者就労施設などであれば、寄付金控除の対象となる場合があります。〕